

暮らしを支える税金

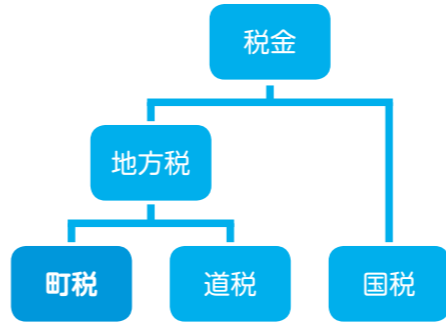
憲法第三十条に「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とあるように、納税の義務は、教育の義務、勤労の義務と並ぶ国民の3大義務です。

「税金はいやだな」と思われるかもしれませんが、健康で豊かな生活を実現し、私たちの暮らしを支える税金について、ぜひ関心をお持ちください。

いろいろな税金

税金は国に納める国税と、自治体に納める地方税があります。

また、地方税にも北海道に納める道税と町に納める町税があります。



税目一覧

	所得課税	資産課税など	消費課税
国税	所得税 法人税 地方法人特別税 復興特別所得税 地方法人税	相続税・贈与税 登録免許税 印紙税	消費税、酒税 たばこ税、たばこ特別税 揮発油税、地方揮発油税 石油ガス税、自動車重量税 ほか
地方税	道税	個人住民税（道民税） 個人事業税 法人道民税、法人事業税 道民税利子割・配当割 ほか	地方消費税、道たばこ税 ゴルフ場利用税、狩猟税 自動車取得税、自動車税 軽油引取税、鉦区税 ほか
	町税	個人町民税（住民税） 法人町民税（住民税）	固定資産税 国民健康保険税 町たばこ税 軽自動車税、入湯税

歳入に占める町の税収

平成27年度新十津川町の歳入58億9485万円のうち、約1割を町税（町が税金として徴収したものの5億4622万円）が占めています。

税収の内訳

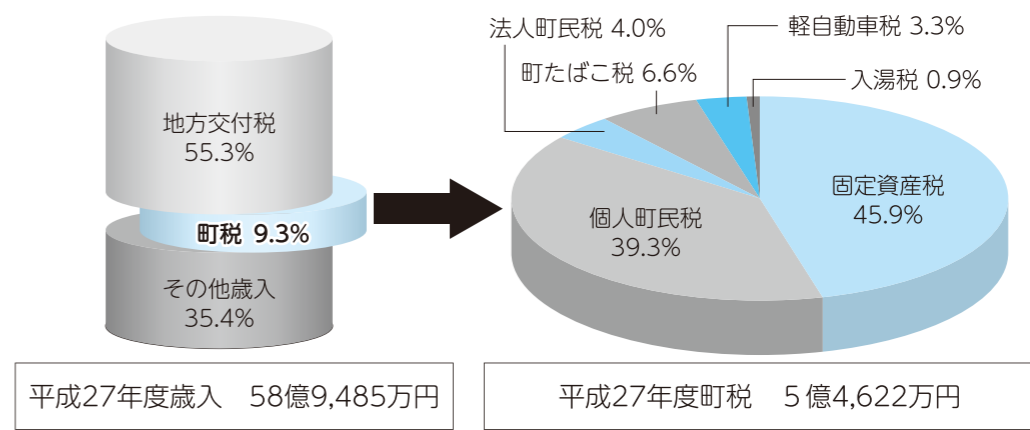
- 第1位 固定資産税 2億5087万9885円
土地や家屋、事業に使う機械などの償却資産の所有者にかかります。
- 第2位 町民税（住民税） 2億208万1200円
町民税は個人と法人にかかります。個人町民税 本町に住所があり、一定の所得がある個人にかかります。法人町民税 本町に事務所や事業所のある法人にかかります。
- 第3位 町たばこ税 3613万6500円
卸売販売業者などが小売販売業者に売り渡した、たばこの本数に応じてかかります。
- 第4位 軽自動車税 1792万1600円
軽自動車や原動機付自転車などの所有者にかかります。

第5位 入湯税

温泉などの鉦泉浴場に入浴したときにかかります。

※次号は個人住民税を扱います。468万3050円

問合せ 住民課町税グループ ☎76・2130



学ぼう明日へ！ サポート通信41

問合せ 確かな学び推進会議 ☎76-4233

見てみよう我が子のノート

夏休みが終わり、学校が始まりました。お子さんにとって有意義な夏休みだったでしょうか。オリンピックや新しいゲームの流行により、夏休みの終わりには宿題に追われる子どもを叱る毎日だった方もいるかもしれませんね。



ところで、学校で使っているお子さんの「ノート」を、ご覧になったことはありませんか？学年が上がると親の前で勉強することも少なくなり、なかなか目にする機会もないのではないのでしょうか。今回は「ノートと学力の関係」について考えてみたいと思います。

同じ授業なのになぜ？

先生が黒板に書いたことを、一生懸命にノートに写す子どもたち。同じ内容を全員が書いているのだから、同じようなノートができあがるはずですが、しかし、残念ながら現実はその通りではありません。いったい何が違うのでしょうか。

勉強ができる子・できない子のノート

勉強ができる子のノートには、共通した特徴があると先生方は言います。

- 大きく丁寧な字で書かれている
- 習った漢字を使っている
- 線を引くときは定規を使っている
- 空間があり、立体的である

では、勉強のできない子のノートの共通点はというと・・・

- 字が汚い、雑である
- ひらがなが多い
- 筆圧が弱い
- ぐちゃぐちゃ
- 内容が同じことも違つことも変化無くつめて書いている

このような傾向にあるようです。

では、これらのことを踏まえてお子さんのノートを見てみましょう！

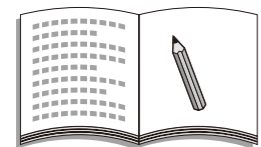
タイプでしたか？字のきれいさや定規を使っているかどうかは見ただけですぐに分かります。学年が上がってくると、色ペンを使ったり「ふきだし」をつけるなどの工夫もあるかもしれませんが。

また、ぎざぎざにノートを書くのではなく、

- ・見出しをつける
- ・番号をふる
- ・余白をとる

など、立体的・構造的にノートをとれていればさらに良いと言えます。見出しをつけたり余白をとるといったことは、そこから学習内容が変わるといったことを理解できているという証拠です。構造的なノートを作るといったことは、構造的にものを考えることの練習になります。（スケジュール帳など、大人でも同じことが言えます）

もちろん、ノートが汚くても学力の高い子どもはいらっしゃいます。まずはそういったことを改善していくことが、身近でできる一歩です。



家でできること

もう一度見直そう

☆正しい〇〇を身に付ける
美しく丁寧な字を書くためには、正しく鉛筆を持つことが大切です。身に付けるべき年齢にきちんと身に付ける。それは何も鉛筆に限ったことではなく、「正しい箸の持ち方」「字を書くときの正しい姿勢」など、何にでも言えることです。一度身に付いてしまった「正しい〇〇」を直すのは大変です。何事も最初が肝心です。「正しい〇〇」を意識していきましょう。

☆集中して取り組むことのできる環境作りを

テレビ・ゲームなど、家には誘惑がたくさんあります。宿題や家庭学習は学力だけでなく、「誘惑に負けず、今やらなければならぬことに取り組み」力を育てます。毎日決まった時間に学習するためには、子どもの生活習慣が整っている必要があります。帰宅してからの勉強時間や夕食・就寝時間までの流れを今一度見直してみましよう。